

# 信州実験動物研究会

## 表彰規則

### (目的)

第1条 本規則は信州実験動物研究会（以下本会）会則第3条に基づき、主催する研究発表会等で優秀な発表をした者に「奨励賞」を授与し、本会目的のため今後のさらなる活躍を奨励する。

### (適用範囲)

第2条 受賞者の適用範囲は以下を満たす者とする

- 一 本会の会員であること
  - 二 大学・短期大学・専門学校等の学生及び大学院生または、35歳以下であること
  - 三 過去に本賞を受賞していないこと
  - 四 受賞の際は本会ホームページへ氏名の掲載に同意すること
- 2 受賞対象者となることを希望する者は、演題を申し込む際にその旨を表明する。
- 3 受賞は発表された演題につき最大筆頭演者1名とする。

### (受賞者選定方法)

第3条 受賞者の選定は役員の採点に基づき決定する。以下に示す項目について1～5段階で採点を行う。

- 一 抄録の記載は適切か
  - 二 発表内容の新規性があるか
  - 三 発表内容は科学的に適正か
  - 四 発表は明確か
  - 五 発表時間は適切か
  - 六 質疑に対し応答は明確か
- 2 役員が受賞対象者と同一の組織に属している場合は、該当する役員はその受賞対象者の採点には参加しない。また、本会会長も採点には参加しない。
- 3 各役員の合計点を採点した役員の数で除した平均点の最も高い者を受賞者とする。
- 4 平均点が同点の場合には、採点に参加した役員の審議内容を踏まえ本会会長が公平公正に判断し決定する。

### (受賞者への賞状、副賞の授与)

第4条 受賞者へは賞状並びに副賞2万円を会長より授与する。

### (賞の取り消し)

第5条 受賞後、発表した内容の偽りや第2条の適用範囲に反していた場合は役員会の決定を経て受賞の取り消し、副賞の返還を求めることができる。

(令和5年(2023)年3月10日 制定)